

昇格考試に関するガイドライン(要領)

1. 本要領の適用期間について

2020年度中に実施される昇格考試について、「修練における感染拡大防止に関するガイドライン【2020年9月1日改正】に基づいた感染防止対策のもと、10月以降は、通常の審査内容による昇格考試を実施する。

ただし、地区内の新型コロナウイルス感染状況や行政、関係各機関の方針などに照らし合わせた各地区 UNITY 運営委員会の判断により、地区内全域、または一部の地域における昇格考試(昇段、昇級)の実施方法を以下の通り運用することも可とする。(各地区 UNITY 運営委員会より各所属に運用内容を周知する。)

※9月度については「◆UNITY／9月、10月における昇格考試について」(7月25日付)で周知した内容に基づいて昇格考試を実施する。(各地区内の適用については、各地区 UNITY 運営委員会に確認する。)

※受験者(未成年者は保護者)、使用施設の管理者に感染防止対策のもと実施される考試であることについて、十分な説明を行い、理解を得る。

2. 受験対象者に対する配慮について

3密防止の対策、長距離移動の回避などの対策により、受験者の受け入れが限られる場合は、以下の対象者の対応を優先して実施する。

- ・2019年度受験申込者
- ・2020年度が在学学校の最高学年となる受験希望者
⇒小学校6年生、中学校3年生、高校3年生、大学4年生
- ・2020年度が新中学校1年生で少年部科目での初段受験希望者
- ・その他、特に配慮すべき事情が認められる者

3. 考試実施形態について

3密防止の対策、長距離移動の回避による感染リスクの低減策として、以下の通りとする。

①昇段考試

都道府県内の各地域単位での開催(分散開催、および同月内の複数開催)を認める。

[各地区 UNITY 運営委員会による管理(開催日時、担当考試員の確認・選定、受験者データ、審査結果の取り扱いなど)を条件とする。]

②昇級考試

各地区 UNITY 運営委員会の統括の下、1級まで所属単位での実施を認める。

その場合の考試員は原則として他所属の有資格者を加えるものとするが、必要以上の移動自粛の観点から、他所属の有資格者への依頼が困難な場合は、本措置においてその限りとしなない。

※いずれの実施形態であっても、合否の判定、受験者の状況に応じた試験後補講、追試の扱いなどを適切に行う。

4. 会場内(受験者、考試員、スタッフ、引率者)におけるリスク軽減の取り組み

・所属長、監督、顧問以外の引率者、同行者は審査会場への入場禁止。

・会場の広さに応じた人数による実施。

3密防止の観点から受験者、考試員同士の間隔を2メートル以上確保する。

⇒必要に応じて、会場分散開催、時間差実施などの調整を行う。

・メディカルチェックの実施。

⇒開催前日、当日の体温が37.5℃以上の場合は審査会場への入場禁止。

⇒その他、体調不良者も審査会場への入場禁止。

⇒二週間以内の感染者との接触、海外渡航・滞在などがないことを確認する。

※当日入場時(集合時)にチェック表を用いて受験者、所属長に確認する。

※所属長は受験者(受験者が未成年の場合は保護者)に、考試における感染防止対策と確認事項について説明を行い、了解を得る。

・会場における手指消毒の環境を確保する。

・審査会場に入場する際はマスク着用、タオルなどを持参する。

・会場内の換気、熱中症対策について。

⇒使用する会場について、審査中は可能なかぎり常時、窓、出入り口の開放を行う。

⇒少なくとも30分ごとに10分の休憩時間を確保し、換気を行うとともに拳士の体調確認、水分補給を行う。(熱中症予防の観点から、マスクの着脱タイミングについても指示する。)

※考試員控室、スタッフ控室も審査会場と同様の取り組みを行う。

5. 学科審査について(初段～三段)

「事前レポート」による代替審査とする。

・SHORINJI KEMPO UNITY より指定されたテーマ(少年部初段3題、一般は4題)を事前レポートとして宿題とともに作成、提出する。

⇒事前レポートは宿題の書式に準じた書式で作成する。

⇒事前レポートの内容は秀(100点)、優(90点)、良(80点)、可(70点)、不可(60点)で評価を行う。不可の場合は本人の意思があれば再提出、再審査を行うことも認める。

※既に宿題を提出している場合は、事前レポート(指定テーマ)を追加で作成、提出する。

6. 技術審査について

「単独動作」の確認を主体とした審査形式とする。

※審査要領は従来の審査方法をベースとし、審査用紙も通常の審査用紙で対応する。

※技術審査における注意点、受験者が行う科目のイメージは

「3密を回避しての修練形態について」(5月11日付 お知らせ画面掲載)

活動のイメージ動画① <https://youtu.be/MnpUr3VhNGQ>

活動のイメージ動画② <https://youtu.be/l3eCy5VejTQ>

を本要領と合わせて確認する。

- ・技術審査は原則として2メートル以上の間隔を開けた状態で実施する。
- ・気合は出さないか、含み気合いとする。
- ・単独で行う科目(基礎、基本動作など)は通常通りの審査を行う。
⇒運歩、受身、移動攻防などは間隔が狭くならないように実施前後も含めて配慮する。
- ・相対科目(法形、単演相対、組演武など)について
実技審査を単独の動作(法形は2メートル以上間隔を開けた相対の状態から開始する)により実施する。

①移動攻防技(相対)

指定された動作を単独(守者動作)で行い審査する。

②単演基本法形相対

(天地拳第一系・第二系、龍王拳第一系、義和拳第一系の相対が対象)

攻者、守者の両方の動きをそれぞれ単独で行い審査する。

⇒両方の動作を総合的に評価する。

③法形

考試員が抽出した剛法、柔法各5技を守者、攻者が2メートル以上間隔を開けた状態から、攻者による攻撃動作に対して行われる守者の動作により審査する。

⇒受験者の人数によっては考試員が攻者の動作を行っても良い。

⇒攻者の動作は守者に触れない形で必要な攻撃のみを行い、守者の反撃に対する攻者の動作(受けや受身、連反攻など)は行わない。

⇒審査科目の抽出について、守者が攻者から離れて動作を行うことを念頭に、明確に守者の動作が確認できるように配慮する。

⇒考試員は、受験者に守者動作のスピードを落とさせるとともに、構成される各部分の動作を大きくするように指示する。審査にあたっては枝葉末節ではなく、技の成立条件を意識した審査、採点による評価を行う。

⇒相対の攻防としての理解度を必要に応じて確認する。

※少年部1～8級、一般4～6級は審査要目に定められている法形科目(少年部は剛法、柔法)を守者、攻者が2メートル以上間を開けた状態から、攻者による攻撃動作に対して行われる守者の動作により審査する。

④組演武

すべての構成を指定された順番に従って単独での守者動作で行わせ、審査する。

⇒受験者が一人ずつ、単独での守者動作を行う。(大会の単独演武と同様に攻者無しの単演形式で行う。)

⇒考試員による「(1)(3)(5)」構成の守者、「(2)(4)(6)」構成の守者の指定を行わない。(受験者は「全ての構成」の守者動作を行う。)

- ⇒結手、始まり・終わりの合掌礼、残心も含めて、開始から終了まで途中で止めない。
- ⇒単演基本法形相対が指定されている構成は通常の単演基本法形を行う。
- ⇒守者動作は科目表「昇格考試実施要目」の「※守者は～を行う」も含めた内容を行う。
- ⇒相対の攻防としての理解度を必要に応じて確認する。

⑤運用法

年齢にかかわらず実施しない。

【再確認事項】

新型コロナウイルスの影響に伴い延期された昇格考試に関する手続き、許可日の扱い、新中学校一年生の初段受験の審査科目の適用については以下の通り。

(既にお伝えしている内容も含めた整理、再確認としてご確認ください。)

1. UNITY 運営委員会開催の昇格考試(昇級・昇段)について

- ・各地区 UNITY 運営委員会(以下、U 運営委員会)において当初の予定通りの行事開催登録を行う。
- ・各所属、受験希望者は当初の受験予定の考試受験申し込み手続きを行う。
⇒後日、延期実施した審査結果を U 運営委員会が登録することにより、当初の開催予定日の受験結果として登録、許可されます。
(次の資格の受験までの修行実績は当初の予定日からの期間計算となります。)

2. 昇級考試について

- ・各所属にて、当初の予定通りの考試日程、受験予定者の登録を行う。
⇒考試日程、受験予定者の登録方法については「昇格考試(昇級・昇段)受験手続の変更について(3月5日付 お知らせ画面掲載)」をご確認ください。
- ・受験予定者は案内メールに従って考試実施日までに申し込み手続きを行う。
(実施が延期の場合は延期された実施日までに手続き、費用納入を行う。)
⇒後日、延期実施した審査結果を各所属にて登録することにより、当初の開催予定日の受験結果として登録されます。
(次の資格の受験までの修行実績は当初の予定日からの期間計算となります。)

※2019年度の実施予定の昇級考試については事前の登録がないため、考試実施後の結果登録時に、当初の開催予定日を選択し、結果を登録する。

3. 新中学校一年生の初段受験における少年部科目による審査について

新中学校一年生の初段受験について、今年度の適用として、当初の開催予定日が6月末日までの昇格考試に申し込みをした場合は、審査実施が7月以降であっても少年部科目による審査を可とする。(適用:12月末まで)

※当初の開催予定日が7月以降の昇格考試には適用されません。

【お問い合わせ】

一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITY

教育システムセクション 資格担当

E-mail u-shikaku@shorinjikempo.or.jp

※在宅勤務も含めた勤務体制のため、お問い合わせはメールにてお願いいたします。